

## 定期監査結果報告書

### 1 監査の対象及び範囲

会計室、農業委員会、選挙・監査・公平委員会の所管に属する平成21年4月1日から平成21年12月31日までに執行された財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理  
(会計室、農業委員会、選挙・監査・公平委員会)

### 2 監査実施の期間

平成22年2月10日から平成22年2月24日まで

### 3 監査の方法

監査にあたっては、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、それぞれ抽出により関係帳簿、関係書類等の調査を行うとともに、職員から説明を聴取した。

### 4 監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の執行に関する事務
- (7) その他経営に係る事業の管理

### 5 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正と認められたが、次の事項に留意されるとともに、改善を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。なお、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

#### (1) 農地パトロールについて

農地パトロールは、農地の荒廃を防ぎ優良農地を守るため、遊休農地及び違反転用の実態把握のため実施されている。農業者の高齢化の進行や後継不足から農業の担い手などの問題がある中で、今後も農地集積の推進や情報提供など、農地の有効利用対策の充実強化に向けて引き続き適正な指導を図られたい。

(2) 検査官の人員配置について

公共事業費の減少が続く中、一般競争入札等により予定価格を大幅に下回る金額で契約を締結する案件が増加してきている。これらの工事等については、施工体制や安全対策など品質確保のための検査が非常に重要となる。現在、工事検査執行は検査官1名で実施されているが、例えば、決裁権者が副市長となる契約金額500万円以上の工事等については、検査対象部局以外の技術職員を併任するなど、検査職員の柔軟な人員配置を行い、工事検査のあり方について検討されたい。

以上